

橋本周辺広域市町村圏組合会計管理者事務専決規程

平成 23 年 3 月 24 日
規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるものを除くほか、会計管理者の権限に属する事務の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第 2 条 出納員は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 1 件 50 万円未満の歳入調定の通知を受理すること。
- (2) 1 件 50 万円未満の支出負担行為に関する確認および 1 件 50 万円未満の支払いに関する事(第 4 号に規定する事項ならびに別表に掲げる事項を除く。)
- (3) 公印の管守および使用に関する事。
- (4) その他前各号に掲げるものに準ずる軽易な事項

第 3 条 前条の規定にかかわらず、その事項が異例もしくは疑義があり、または特に重要と認められるものは、それぞれ会計管理者の決裁を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 2 号関係)

次の各号に掲げる支出負担行為の確認およびその支払いに関する事。

- (1) 災害補償費
- (2) 交際費
- (3) 需用費のうち食糧費
- (4) 公有財産購入費
- (5) 負担金補助及び交付金(会議出席負担金等を除く。)
- (6) 貸付金
- (7) 補償、補填および賠償金
- (8) 投資及び出資金
- (9) 寄付金
- (10) 繰出金